

令和7年度地域の資源循環促進支援事業
自治体 CE 診断・ビジョン作成
【公募要領】

環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室

1. はじめに

サーキュラーエコノミー（以下「CE」という。）への移行を推進することは、温室効果ガスの排出削減を通じたカーボンニュートラルの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じた自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現といった環境的側面のほか、経済・社会的側面を含めた持続可能な社会の実現に貢献するものである。

また、地域においては、CEへの移行を推進することにより、地域課題の解決や地場産業の振興にも貢献し得るものであり、持続可能な地域づくりや地方創生の実現にも繋がることや、こうした持続可能な地域を基礎として成り立つ循環共生型社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会が同時実現した持続可能な社会の実現に繋がることが期待できるとされている。

政府では、令和6年7月に「循環経済に関する関係閣僚会議」を新たに設置した。また、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、CEの移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、国家戦略として位置づけた。

一方、各地域においては、未利用資源を活用した資源循環の取組による地域経済の活性化や地方創生を目指す動きが拡大しつつあるが、地域毎に自治体の規模、廃棄物の発生量や種類、リサイクル施設の有無、地場産業の種類や規模、地域住民の意識等の特性は様々であること、廃棄物の排出者、収集運搬事業者、リサイクラー、再生材を利用する製造業者、消費者、自治体といった多くの主体が参加するパートナーシップを構築する必要があることから、個々の主体が自らの発想で取り組むだけでは十分な成果につながりにくいのが現状である。

第五次循環型社会形成推進基本計画では、「地方公共団体は、地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っている。具体的には、地域の市民、事業者、NPO・NGO 等の各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムを構築するとともに、廃棄物の適正処理の実施等に重要な役割を果たすことが求められる。」とされている。

このような背景を踏まえ、CE への以降に取り組もうとする意欲のある地域に対して、地域における資源循環の取組を推進する基盤の構築を支援するとともに、地域の資源循環に中心的な役割を果たすことが期待される自治体の取組の底上げを図ることを目的に、以下についての公募を行うものである。

2. 事業概要

① 事業内容

本事業は、地域の資源循環の取組を推進する基盤の構築及び取組をけん引する中核的な役割が期待される人材（以下「中核人材」という）の育成を目指す自治体を支援することを目的とし、取組を後押しする支援ツール（CEガイダンス、人材育成プログラム）の提供に加え、先進事例を手掛けるマイスター※¹による現状評価やポテンシャル等の診断を行う。その上で、当該自治体のビジョン策定に向けてマイスターによる伴走支援（アドバイス）を行うものである。

なお、ビジョンとは当該自治体の地域課題の整理、その課題を解決する資源循環の取組案の検討、実施スケジュールの設定を想定している。

申請者は、診断結果を基に、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者（以下「事務局請負事業者」という。）やマイスターの協力の下、ビジョンを作成する。（当該ビジョンの作成は、必要に応じて関連する部署や他の事業者と連携を図りつつ、申請者が自ら実施する。）

※1 マイスター：実際に地域において先進的な資源循環の取組の実装を推進してきた実績を有する人材

具体的な事業日程については以下を予定。(日程は前後する可能性有り。)

- 4－5月 公募
- 6月 選定
- 8月 オンライン研修(eラーニング形式)
 - ・地域の資源循環の取組を推進するために必要となる知見
 - ・地域で資源循環の取組を実践する方法
- 9月 アンケート入力
- 10月 診断レポートに係る意見交換(オンライン、マイスター参加)
- 11月 集合研修(1日)
- 11－2月 ビジョン作成
 - ・CEガイダンスの提供
 - ・マイスターによる伴走支援オンラインで計3回(12月、1月、2月)
- 3月 情報共有会(半日、ハイブリッド(現地とオンライン)、地域の資源循環促進支援事業関係者のみ)

② ビジョン作成実施者

申請者は、原則、基礎自治体(市区町村)とするが、近隣自治体及び事業者との連携も可とする。

③ 応募要件

申請者は、以下の全ての要件を満たしていること。

1. 2つ以上の複数の部署(環境部局、企画部局、産業部局等)が連携してビジョン作成に取り組む体制があること。近隣自治体及び事業者との連携も可。
2. 事業終了後、作成したビジョンに基づき資源循環の取組を進める意志があること。
3. 2つ以上の複数の部署から、合計で2～3名の中核人材を選出すること。連携する近隣自治体及び事業者からの選出も可。

※中核人材は原則オンライン研修、診断レポートに係る意見交換、集合研修、ビジョン作成(マイスターの伴走支援)、情報共有会に参加すること。)

④ 採択件数

約50自治体(47都道府県からの推薦＋自薦)

※近隣自治体との連携の場合も1自治体とカウントする。

⑤ 事業期間

令和7年8月～令和8年3月を予定

⑥ 申請者の費用負担

集合研修の旅費のみ(会場は東京を予定)

⑦ 事業の成果報告

地域課題、課題を解決する資源循環の取組案、実施スケジュールをとりまとめて提出すること。

3. 応募概要

① 応募方法

下記URL先の申請フォームに必要事項(様式1と同じ)を直接入力の上、申込むこと。

<https://www17.webcas.net/form/pub/regional-ce/shindan-r7>

※都道府県から推薦を受ける自治体は都道府県が作成した推薦状(様式2)を、上記申請フォームにアップロードして提出すること。

※4月15日(火)13時以降、入力・アップロード可。

※申請フォームにアクセスができない場合には、③問合せ先に記載の「令和7年度地域の資源循環促進支援事業」事務局まで問合せのこと。

② 公募期間

令和7年4月15日(火)13時から令和7年5月30日(金)18時まで

③ 問合せ先

「令和7年度地域の資源循環促進支援事業」事務局

E-mail: regional-ce@jimukyoku.jp

※件名には【自治体CE診断・ビジョン作成_問合せ】とし、本文に、自治体名、連絡先、問合せ内容を記載のこと。

4. 選定概要

① 選定方法

- ・各都道府県からの推薦状を持つ自治体は各都道府県につき1自治体に限り確定とする。(原則、各都道府県から1自治体の推薦を想定。但し、原則によらない場合は、後述する選考会等を活用する。)
- ・推薦状を持たない市町村に関しては、事務局請負事業者が開催する有識者等を審査委員とした選考会において、②の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を求める場合がある。

② 選定基準

資源循環の取組の推進意欲がある自治体を選定する。具体的には、以下の観点から評価を行う。

(ア) 資源循環の取組で解決したいと考えている地域課題を的確に捉えられているか。また、その課題に対する強い問題意識及び解決への意思がうかがえるか。

(イ) 資源循環の取組を推進する体制が整っているか。または整える予定があるか。

(ウ) 本事業支援終了後に資源循環の取組を推進する予定があるか。また、どのように推進する予定か(中核人材の活用含む)。

③ 選定結果

選定結果は、令和7年6月下旬～7月上旬に申請者へ文書等により通知する。(通知時期は前後する

可能性有り。)

5. その他(留意事項など)

1. 採択後、機密情報を除き、事業の情報や結果の開示(取材・撮影・HP等への掲載等)へ協力を求める場合がある。
2. 本事業の目的がその成果を広く発信することを通して他の地域・団体等への展開・波及を図るものであることを踏まえ、申請者は、事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
3. 事業終了後、事業成果のフォローアップ(事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認)等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。
4. 情報共有会にて、事業成果の共有を求められる場合がある。
5. 集合研修を除く、オンライン研修、ビジョン作成、情報共有会は申請自治体職員の他に都道府県職員及びステークホルダーの参加が可能。(但し、参加者多数の場合には参加者数調整の可能性あり。)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。